

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

舞鶴市

2 構造改革特別区域の名称

ふるさと舞鶴 どぶろく特区

3 構造改革特別区域の範囲

舞鶴市の全域

4 構造改革特別区域の特性

(1) 位置及び範囲等

舞鶴市は本州のほぼ中央部に位置し、日本海が最も深く湾入したところにあり、京都府の北東部を占め京阪神都市圏から 80～100km 圏域に位置する。

東は福井県高浜町に、南は綾部市に、西は福知山市と宮津市にそれぞれ接しており、東経 135 度 10 分～29 分、北緯 35 度 23 分～43 分に位置している。また、北は日本海若狭湾に面しており海岸線一帯はリアス式海岸で延長は約 98.0km となっている。

東西及び南北のひろがりはそれぞれ 29.7km、24.9km（海上部を含むと 37.0km）であり、総面積は 342.27km² で京都府の総面積の約 7.4% を占める。

(2) 自然条件

1) 気象

舞鶴市の気象は日本海側気候特有の特性を有し、春は乾燥した強い南東風の吹き下ろすフェーン現象が起こりやすく、4～5 月は湿度が低く雨も少ない。夏は高温多湿で酷暑が続き最高気温は 35 度をこえる日が少なくない。冬は対馬暖流の影響を受けて気温は余り低くならないが、季節風のため雨や雪の日が多くなる。特に晩秋から冬にかけてはいわゆる「うらにし」となり快晴日は極めて少なく曇り、雨が続き湿度も高く濃霧の発生する日が多い。

2) 地形（山岳、河川）

舞鶴市の三方は青葉山（671m）、三国岳（617m）、弥仙山（664m）、赤岩山（670m）、由良ヶ岳（648m）等の山並みを控え、北は日本海若狭湾に面している。また、これらの山々を源とする河辺川、朝来川、志楽川、祖母谷川、与保呂川が東地区を、伊佐津川、高野川が西地区を、更に加佐地区には由良川（総延長 146km）の清流が若狭湾に注ぎ、これら河川の流域に耕地が帯状に分布している。市域のうち平野のほとんどは河川流域で、平地面積は非常に少なく山々と丘陵からなっている。

(3) 人口

舞鶴市の平成22年の国勢調査人口は、88,681人で、平成17年の同調査と比較して3,052人の減となっており人口の減少が続いている。

また、高齢化率は、26.9%（平成22年4月1日現在）となっており、少子・高齢化が進行している。

(4) 産業

舞鶴市の平成17年度の就業人口は43,558人で、産業別には、1次産業が5.5%、2次産業が24.3%、3次産業が68.4%と1次産業の割合が低くなっている。これは、由良川流域の農地を除き、中山間地域に属するため、傾斜農地が大半を占め、小規模なほ場が多く、条件不利に加えて、高齢化、後継者不足、獣害被害が拍車を掛け、耕作放棄地が増加している。

5 構造改革特別区域計画の意義

舞鶴市では、農家の生産意欲の向上と地産地消の推進を図ることを目的として、市内で生産された特色ある農産物や、これらを使用した加工品を推奨品に認定する「ふるさと舞鶴めぐりブランド推奨制度」を平成18年3月に創設し、その普及拡大に努めている。

このような中、当該計画により市内で「濁酒」の製造・販売が可能になれば、新たに強力な「まいづるブランド」特産品が誕生するだけでなく、「濁酒」と共に提供する料理の開発など、地元農家等が取り組む様々な地域産業の活性化が期待できるほか、市内外に広くPRして京阪神地域等から観光客を呼び込むことにより、都市農村交流人口の増大が図れる。

また、「濁酒」の原材料となる酒米の生産場所として、市内の耕作放棄地を活用することにより、課題となっている「耕作放棄地の解消」の一助とする。

6 構造改革特別区域の目標

(1) 新たな「まいづるブランド」の確立

「濁酒」と「万願寺甘とう」、「舞鶴蟹」、「舞鶴かまぼこ」などの舞鶴市の豊富な農水産物の食材を組み合わせ、農家レストラン等で提供することにより、観光客誘致の新たな目玉となる「まいづるブランド」の確立を図る。

(2) 新規就農者の育成と農業の6次産業化

「濁酒」の製造を契機として農業に参入する新規就農者（グループ）を育成するとともに、生産・加工・流通まで含めた農業の「6次産業化」の推進を図る。

(3) 都市農村交流人口の増加と定住者の確保

舞鶴市の「農業公園舞鶴ふるるファーム」などの農村レストランや各種イベント等で有効活用することで交流人口の増加を図るほか、上記(2)の新規就農者の定住を支援するなど、農村地域の活性化を図る。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

舞鶴市は、「海、港」などの美しい自然環境を背景として、「海の幸、山の幸」の舞鶴グルメや「赤れんが倉庫群」、「田辺城」などの歴史的文化遺産など豊富な観光資源に恵まれており、毎年多くの観光客が訪れるものの、日帰りの通過型観光が多く、いかにして滞在時間を延ばすかが観光施設の課題となっている。

また、舞鶴市の農業は、中山間地域が多く零細な米作農家はその大多数を占めており、専業農家は極めて少ない状況にある。

このような中、近年、若い担い手農家を中心に農産物の生産だけでなく、加工・流通まで視野に入れた「農商工連携」の取り組みが進められており、行政もこれを積極的に支援している。

この「濁酒特区」の取り組みも新規就農者グループからの強い要望を受け実施するものであり、今後この取り組みが農家レストランや農家民宿などの起業につながり、農家の所得向上や定住人口の増加など、農村地域の活性化に資するものと期待される。

区分	平成23年度目標	平成26年度目標
農家レストランによる濁酒製造件数	1件	3件
農家民宿による濁酒製造件数	0件	1件

8 特区事業の名称

707（708） 特定農業者による特定酒類の製造事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を推進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

（1）各種イベントでの活用

舞鶴市が主催する各種イベントや、地域での祭り等と連携し「舞鶴の濁酒」を積極的にPRすることにより、特産物としての周知を図る。

（2）指定管理施設等での提供

農家が運営する「農家レストラン」での提供のほか、「自然休養村大浦ハイランド」、「農業公園ふるるファーム」、「大庄屋上野家」などの舞鶴市が指定管理者制度を導入している施設において、宿泊者やレストラン利用者に濁酒と併せてその地域の「舞鶴グルメ」料理を提供することで、それぞれの地域の特色を活かしたブランド化を図る。

（3）ホームページの活用によるPR

舞鶴市観光協会等関係機関と連携し、それぞれのホームページ等の電子媒体を有効活用することで、「舞鶴の濁酒」のブランドイメージを全国に定着させるための情報発信を行う。

別紙

1 特定事業の名称

707（708） 特定農業者による特定酒類の製造事業

2 当該規制の特例措置を受けようとする者

構造改革特別区域内において、酒類を自己の営業場において飲用に供する業（農家レストラン（飲食店）、農家民宿）を営む農業者で、その特別区域内に所在する自己の製造場において、自ら生産した米（自ら生産した米に準ずるものとして財務省令で定めるものを含む）を原料としてその他の醸造酒（特定酒類）（以下「濁酒」という。）を製造しようとする者

3 当該既成の特例措置の適用の開始日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

（1）事業に関与する主体

上記2に記載の者で、酒類製造免許を受けた者

（2）事業が行われる区域

舞鶴市の全域

（3）事業の実施期間

上記2の者が、酒類製造免許を受けた日以降

（4）事業により実現される行為や整備される施設

上記2の者が、濁酒の提供を通じて地域の活性化を図るために濁酒を製造する。

5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、農家レストラン（飲食店）や農家民宿を営む農業者が、自ら生産した米（自ら生産した米に準ずるものとして財務省令で定めるものを含む）を原料として濁酒を製造する場合には、製造免許に係る最低製造数量基準が適用されず、酒類製造免許を受けることが可能となる。

このことは新しい地場製品の創造となり、特に、舞鶴市内の地域資源を活用し、特色ある農産物を生かした地域づくりを行ってきた舞鶴市にとって、地域のブランド力を高めるだけでなく、住民の自発的な取組が広がることで活性化にもつながる。

また、濁酒製造への取組は、小規模ながらも農家副収入のひとつの手段となることに加え、濁酒と併せて地元食材を提供することにより、地産地消の推進が図られるため、当該特例措置の適用が必要である。

なお、当該特定事業により酒類の製造免許を受けた場合、酒税の納税義務者として必要な申告納税や記帳義務が発生し、税務当局の検査及び調査の対象とされる。

舞鶴市は、無免許製造を防止するために制度内容の広報を行うとともに、特定農業者が酒税法の規定に違反しないよう、指導及び支援を行う。